

福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

職員の確保・定着につなげていくため、福祉・介護職員処遇改善加算に加え、2019年度の障害福祉サービス等報酬改定において福祉・介護職員等特定処遇改善加算が創設され、当該加算を受けるためには、以下の要件を満たしている必要があります。

- 現行の介護職員処遇改善加算（I）から（III）を算定していること
- 加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- 加算に基づく取組について、賃上げ以外の処遇改善の取り組みの「見える化」を行っていること

以上の要件に基づき、当センターにおける処遇改善に関する具体的取組（賃金改善以外）につきまして、以下のとおり公表します。

入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
両立支援・多様な働き方の推進	・ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備 ・ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
やりがい・働きがいの構成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善